

(2) 苦情申立て事例2 (市の業務に不備の無かったもの)

苦情申立て対象機関	こども局明石こどもセンター
苦情申立ての内容	兵庫県から市に移管された案件について、公文書公開請求をしたところ、市の職員は県と連携して申立人からの請求であることなどを県に伝えた。
調査結果等	<p>1 調査事項</p> <p>オンブズマンは、申立人との面談及び提出資料の各内容を踏まえて、明石市法令遵守の推進等に関する条例によりオンブズマンの調査対象とすることが認められている以下の事項を中心に調査することとした。</p> <p>①公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）に当たって市が県と連携した事実の有無（以下「論点①」という。）</p> <p>②担当課の申立人に対する対応状況（以下「論点②」という。）</p> <p>2 担当課からの聴き取り内容</p> <p>(1) 論点①</p> <p>対象文書のうち、医学診断票について、明石市情報公開条例（以下「本件条例」という。）17条1項に基づき、県の所長その他の関係者に対して意見聴取をすることにした。意見聴取の書面送付に先立ち、照会先に対して電話をかけ、意見聴取する旨を説明した。この際、公開請求をしたのが申立人であることは伝えていない。</p> <p>(2) 論点②</p> <p>公文書の公開に当たり、申立人からは県と協議しているのではないかととの質問があり、担当課の職員は本件条例17条1項に基づく意見聴取手続きをしたことを申立人に伝えることができるのか分からず回答に詰まってしまった。また、申立人からは市が県と「連携」しているのではないかととの質問があり、担当課の職員は本件条例のコピーを提示して、本件条例に基づいて対応していることを説明した。</p> <p>3 オンブズマンの見解</p> <p>(1) 論点①</p> <p>担当課が、本件の公文書公開請求に当たり、対象文書に医学診断票が含まれていたことを踏まえ、本件条例17条1項に基づき、県の所長その他の関係者に対する意見聴取、及びこれに先立つ事務連絡等をしたことについては違法あるいは不当な点は認められない。また、意見聴取及び事務連絡等において、担当課が県に対して、公文書公開請求を</p>

	<p>したのが申立人であることを伝えたと認めるに足りる事情は窺われず、市が県と連携をした事実は見当たらない。</p> <p>(2) 論点②</p> <p>担当課は、対象文書の保有者が市であることから、県の意見は市が公文書の公開を検討するための参考のものであり、正当な理由もないのに県と協議することを違法あるいは不当とされることがあり得ることを十分理解していたと認められる。もっとも、公文書の公開に当たって、県との連携の有無を問う申立人からの質問への回答に窮した担当課の職員の態度が、県と連携したのではないかとの疑念を生じさせるものであったことは否定できない。</p> <p>4 まとめ</p> <p>公文書公開の手續における担当課の対応には違法又は不当な点は見当たらない。しかしながら、今後は公文書公開事務に係る説明において市民に疑念を抱かれぬよう、本件条例の習熟に努めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
苦情申立ての受付年月日	2021年（令和3年）3月4日	要した日数
市の機関への調査年月日	2021年（令和3年）4月14日	1日間
調査結果通知年月日	2021年（令和3年）5月28日	85日間